2　操業の承認

規制海域において平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3　承認証の交付及び備付け義務

⑴　委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

⑵　前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4　承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5　漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

6　取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7　指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成二十七年三月十一日から平成二十八年五月三十一日までとする。

別記様式第一号

きんめだい底刺し網漁業承認証					
承認番号					
漁業者	住　所				
	氏名又は名称				
船　舶	船　名		総トン数		
	漁船登録番号		使用権の種類		
漁業根拠地					
操業承認期間	年　月　日から　　年　月　日まで				
年　月　日 太広委底○○○ 太平洋広域漁業調整委員会会長　印					

別記様式第二号

太広委底○○○

備考　各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

⑴　○○○の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。

⑵　大きさは15センチメートル以上、太さは３センチメートル以上、間隔は４センチメートル以上とする。

⑶　文字及び数字は黒色とする。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１１号

北海道岩見沢市東町１条８丁目922番地４
道営住宅13―１号101号室
債務者　北上　吉榮

1　決定年月日時　平成27年３月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
　札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第４５号

北海道帯広市西16条北２丁目56番３号　あずさハイツ３号室
債務者　田口　早苗（旧姓伊藤）

1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４６号

北海道帯広市東11条南８丁目１番地13　グリーンハイツＢ－２
債務者　大岡　幸樹

1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
　釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３２３号

盛岡市肴町３番30―806号
債務者　石森　麗子

1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第３２４号

盛岡市肴町３番30―806号
債務者　白澤美智子

1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１号

岩手県西磐井郡平泉町平泉字東郷91番地
債務者　菅原　　剛

1　決定年月日時　平成27年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第７７号

岩手県胆沢郡金ケ崎町西根二枚橋５番地１
千貫石温泉東館内、旧住所盛岡市湯沢南１丁目13番１号
債務者　菊田　　勝

1　決定年月日時　平成27年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１０号

山形県鶴岡市大西町38番29号　タツミコーポ103号、前住所山形県鶴岡市新形町16番37号
債務者　井上　　良

1　決定年月日時　平成27年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
　山形地方裁判所鶴岡支部